

賃金以外の職員の処遇改善に関する具体的な取り組みについて

当法人では、職員に対し以下の処遇改善加算を算定しています。

- ・処遇改善加算 I（平成21年4月～算定開始）
- ・特定処遇改善加算 II（令和1年10月～算定開始）

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組み

	職場環境要件	当法人としての取組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	専門性を高める技術習得の研修や、自己啓発を促す研修情報を掲示している。資格取得や受講に伴う受験料や研修費等の補助を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。
労働環境・処遇の改善	雇用管理改善の為に管理者男労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	有給休暇残日数を職員毎に通知し、取得推進を図っている。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	毎朝ミーティングを行い、情報共有を徹底している。夜勤者や休日明けの職員にも随時引継ぎを行っている。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年次健康診断の実施、職員の休憩室の確保を行っている。悩み等の相談については個別に時間を設けじっくりと相談が受けられるよう配慮している。
その他	非正規職員からの正規職員への転換	非正規職員から正規職員への転換を推奨している。
	職員の増員による業務負担の軽減	積極的に職員を採用し、一人一人の業務を分散させ負担を軽減している。